

新たな史跡の指定、名勝の追加指定、新たな登録記念物（名勝地関係）の登録についての報告

文化財課

1 史跡の新指定、名勝の追加指定、登録記念物（名勝地関係）の新登録

国の文化審議会は、令和 7 年 6 月 20 日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、沖縄県内に所在する史跡の新指定 1 件、名勝の追加指定 2 件、登録記念物の新登録 1 件について、文部科学大臣に答申した。この結果、官報告示を経て、沖縄県内所在の史跡は 44 件（43 件から 1 件増加）、名勝は 14 件（件数は変化なしだがアマミクヌミイの構成文化財が 8 件から 9 件に増加）、登録記念物（名勝地関係）は 6 件（5 件から 1 件増加）となる。

2 史跡の新指定

①名 称：崇元寺跡

②所在地：那覇市泊一丁目 9 番 1 外 4 筆

③所有者：那覇市、沖縄県

④面 積：5,236.17 m²

⑤解 説：

歴代琉球国王の位牌を祀っていた寺院跡で、15 世紀から 16 世紀初めごろの建立と考えられる。首里と那覇港の中間に位置し、先代琉球国王を弔う「諭祭（先王諭祭）」を執り行った寺院である。明・清王朝から派遣された冊封使はこの儀式に参列し、その後、首里城で新たな国王を冊封した。新国王は冊封後に、祖霊へ報告するため崇元寺を参詣した。琉球国王の正統性を示す一連の儀式の場の一つである。

境内は約 1,230 坪あったとされ、東・北・西を石牆で囲み、南前面に 3 つのアーチを持つ石造門、その両側に小門を備える石牆を置いた。石牆内には、本堂と呼ばれる位牌が置かれた正廟、東庁（国王控所）、西庁（王妃等の控所）、前堂、仏像が置かれた庫裏、儀式時の調理場である神厨の 6 棟の主要建物があつた。入母屋造の屋根、床は四半敷の塼敷等、和漢混合様式の建物であつた。

重要文化財に指定されている「旧崇元寺第一門及び石牆」以外は、沖縄戦によって焼失するが、発掘調査により、建物の基礎部分や回廊の石敷き等の遺構が、戦前の測量調査と一致して地下に残っていることが判明した。琉球王国の冊封関係について具体的な状況を示す場であり、琉球王国の王廟のあり方や祭祀の様相を知る上で重要な遺跡である。

3 名勝の追加指定

①名 称：名勝 伊江殿内庭園

②所在地：那覇市首里当蔵町二丁目 22 番 外 2 筆（追加指定分）

③所有者：那覇市、個人

④面 積：232.16 m²（追加指定分）

⑤解 説：

令和 7 年第 9 回教育委員会会議 報告事項（2）

琉球王国の有力家臣・伊江氏の居館にある庭園で、琉球石灰岩の岩盤を巧みに掘りくぼめて水盤状の池や石造の橋をつくり、景石に漢字を陽刻するなど、独特な意匠を持つ。沖縄戦の被害を免れた数少ない庭園の一つであるとともに、当該地域における琉球王国時代の上流士族の庭園としての価値が高いことから、昭和 61 年 6 月 16 日に名勝指定を受け、これまでに 2 度の追加指定を行っている。

今回は、令和 6 年に那覇市が実施した試掘調査により、琉球王国時代から近代の遺構が確認された居館の導入部と、敷地南西部を区画する石積みの部分を追加指定する。

①名 称：名勝 アマミクヌムイ

※追加指定文化財「辺戸ノ安須森」（追加の構成要素）

「ごゑく（越来グスク）」（指定範囲の拡大）

②所在地：「辺戸ノ安須森」国頭村字宜名真石山原 1282 番 1 外 1 筆

「ごゑく（越来グスク）」沖縄市城前町 366 番 1（追加指定分）

③所有者：「辺戸ノ安須森」辺戸区、民有地、

「ごゑく（越来グスク）」民有地

④面 積：「辺戸ノ安須森」35,865.59 m²

「ごゑく（越来グスク）」198.00 m²（追加指定分）

⑤解 説：

琉球開闢神話に登場する国土創生神「アマミク」が創造したと伝わる御嶽の総称で、調査研究により特定された 13 箇所のうち、現在 8 箇所が指定されている。今回は国頭郡国頭村の「辺戸ノ安須森」を追加するとともに、既指定である沖縄市の「ごゑく（越来グスク）」の指定地域を追加する。

「辺戸ノ安須森」は、シノクセ、アフリ、シチャラ、イヘヤの 4 峰の頂と中腹上部に位置する「黄金洞」を対象とする。神話にまつわる聖地としての風致景観を現在に伝えており、鑑賞上の価値及び学術的の価値は高く、アマミクが最初に作った重要な御嶽として、名勝「アマミクヌムイ」に欠かすことのできない構成要素である。ちなみに、当該御嶽はその聖域性ゆえに、先人達は頂部に足を踏み入れることなく麓から遥拝しており、地域住民や土地所有者からも同様の願いがある。

「ごゑく（越来グスク）」は、第一尚氏第六代王「尚泰久」や、阿麻和利討伐で功労のあった大城賢雄（鬼大城）、第二尚氏第二代王「尚宣威」の居城であったとされている。旧地形が残る高台から眺める景観や、今も年中行事を通して祈願が捧げられている拝所は、アマミク神話にまつわる拝所としての風致景観を現在に伝えており、鑑賞上の価値及び学術上の価値は高い。今回は既指定地に隣接する 1 筆を追加指定する。

4 登録記念物（名勝地関係）の新登録

①名 称：東南植物楽園

②所在地：沖縄市字知花 2152 番地 外 6 筆

③所有者：(株)東南植物楽園

④面 積：11,672.00 m²

⑤解 説：

東南植物楽園は沖縄本島中部に位置する民間経営の植物園で、敷地には現在約 1,300 種、

令和 7 年第 9 回教育委員会会議 報告事項（2）

5 万株余りの樹木等が管理、展覧されている。創業者の大林正宗（1929－2013、もとの名は李堅、後に日本国籍を取得して改名）は、台湾の花蓮に生まれ、昭和 40 年に初めて沖縄を訪れる中で、社会繁栄の基礎を植物に見出し、植物の楽園は人にとっての楽園に違いないとの信念から、沖縄に移住して昭和 43 年に大林農園を開業した。

台湾やフィリピンからのヤシの苗の中継ぎ販売や栽培に取り組みつつその普及にも尽力するようになり、当時県内でも珍しかったヤシの圃場を見学しに訪れる人びとも多くなったため、昭和 45 年に有限会社東南植物楽園を設立して、観光植物園として公開した。昭和 50 年の沖縄国際海洋博覧会開催の動向を承けて、従来の植物園エリアに加えて水上楽園エリアを開園し、沖縄県の観光振興増進に伴って代表的な観光地として定着するとともに、昭和 56 年には博物館法に基づく博物館相当施設に指定された。

今回登録するのは、創業以来の植物園エリアのうち、ユスラヤシ並木とトックリヤシ並木と呼ばれる区域で、いずれもいまや 200 種余りにも及ぶヤシ類を収集、育成する東南植物楽園の風致景観を象徴するものとして、意義深いものである。

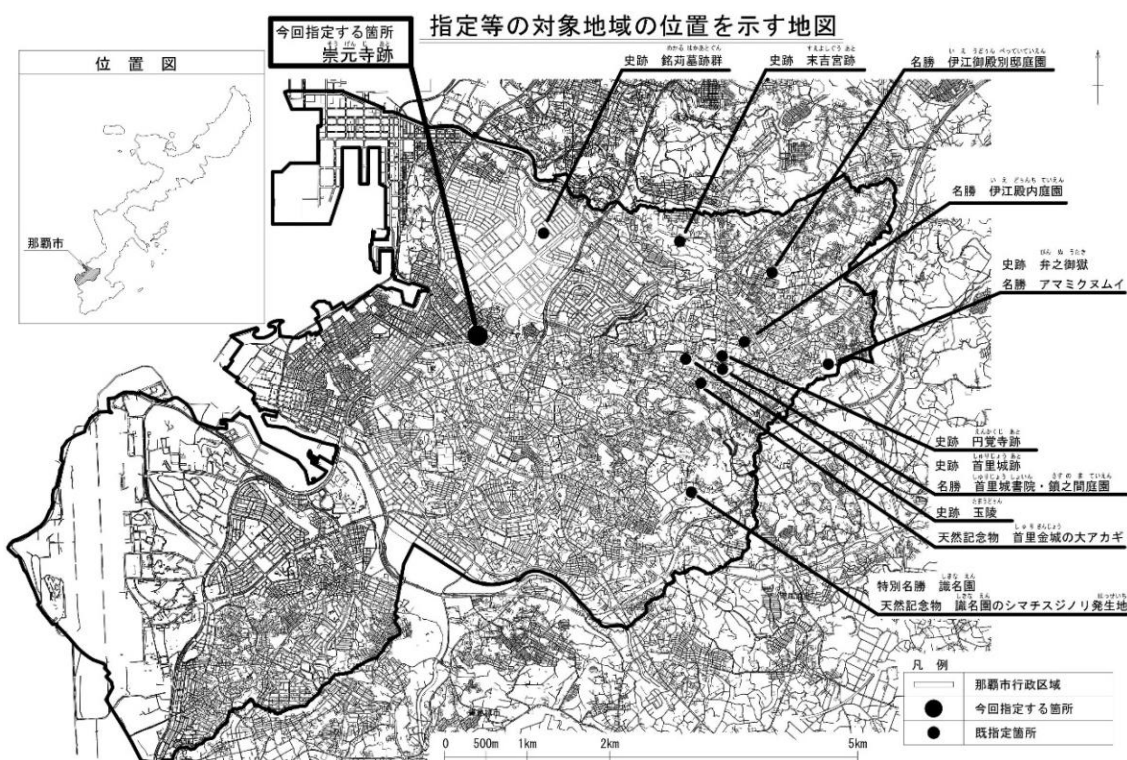


図 1 崇元寺跡の位置



図 2 指定の範囲



写真1 重要文化財（建造物）「旧崇元寺第一門及び石牆」



写真2 発掘調査によって確認された崇元寺跡の遺構

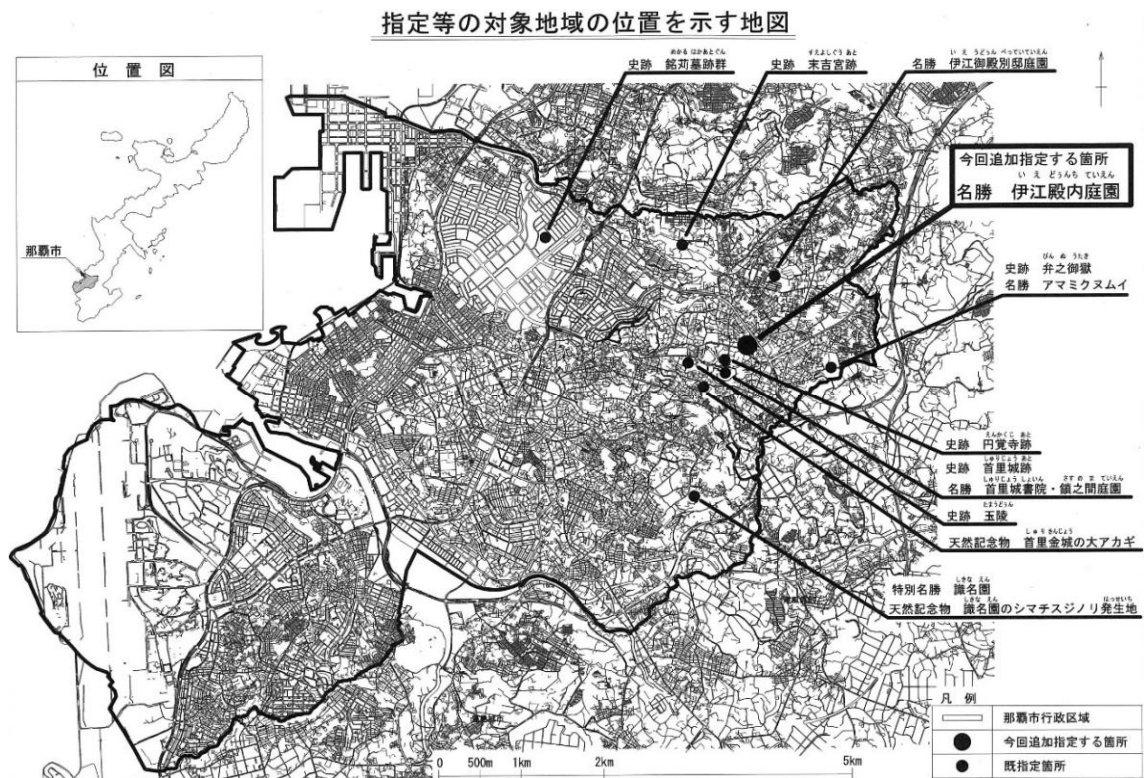


図3 名勝「伊江殿内庭園」の位置

指定等の対象の価値を示す図面

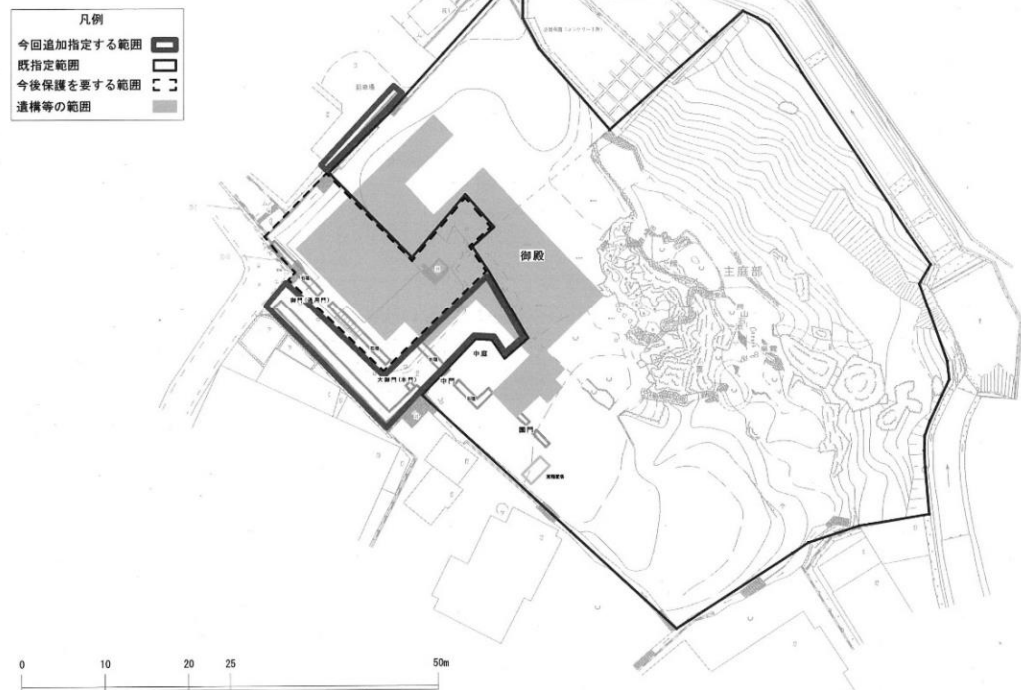


図4 追加指定の範囲



写真3 名勝「伊江殿内庭園」(既指定範囲)



写真4 新たに確認された邸宅入口脇の石積(追加指定範囲)

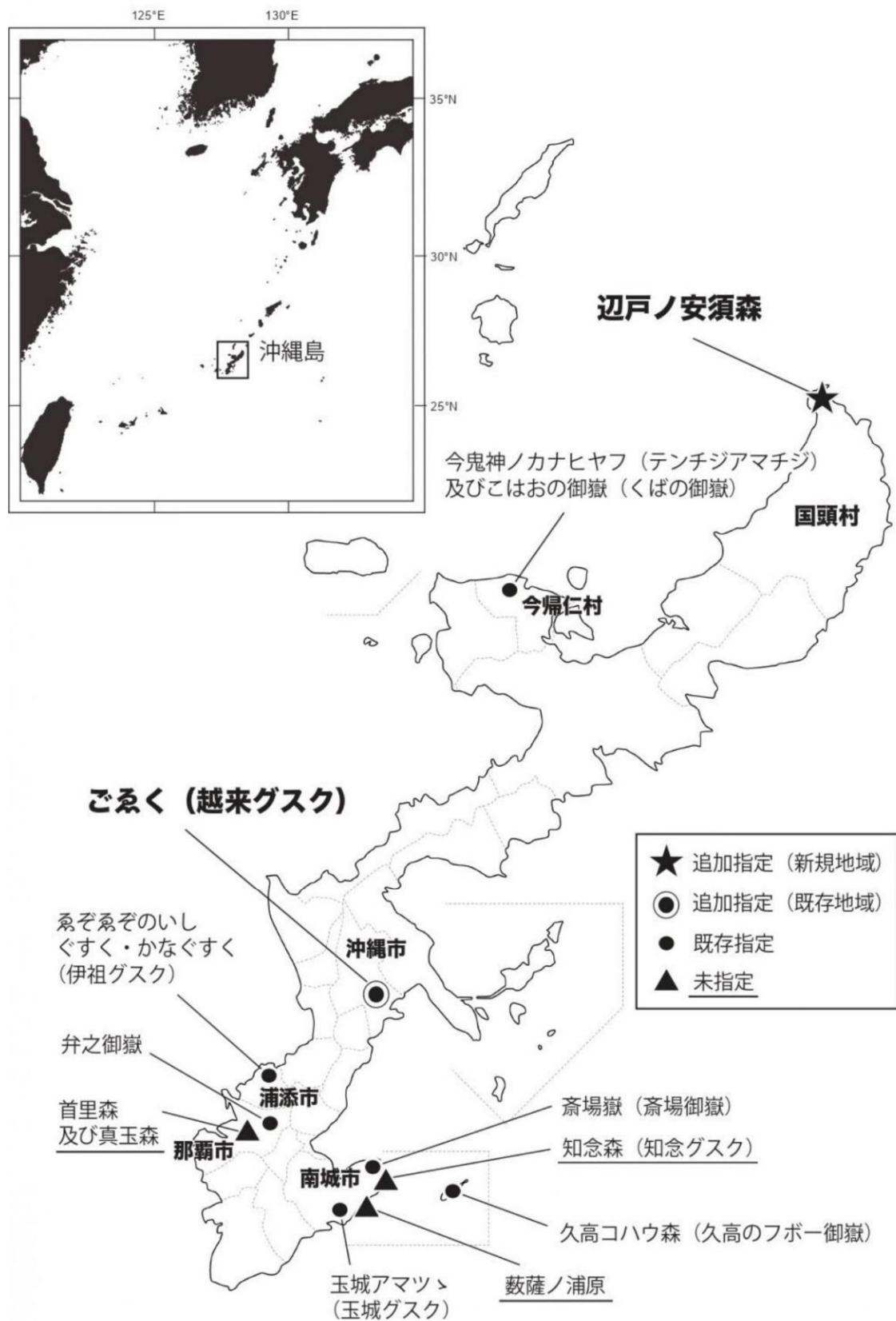


図5 名勝「アマミクヌムイ」に特定された13箇所の御嶽

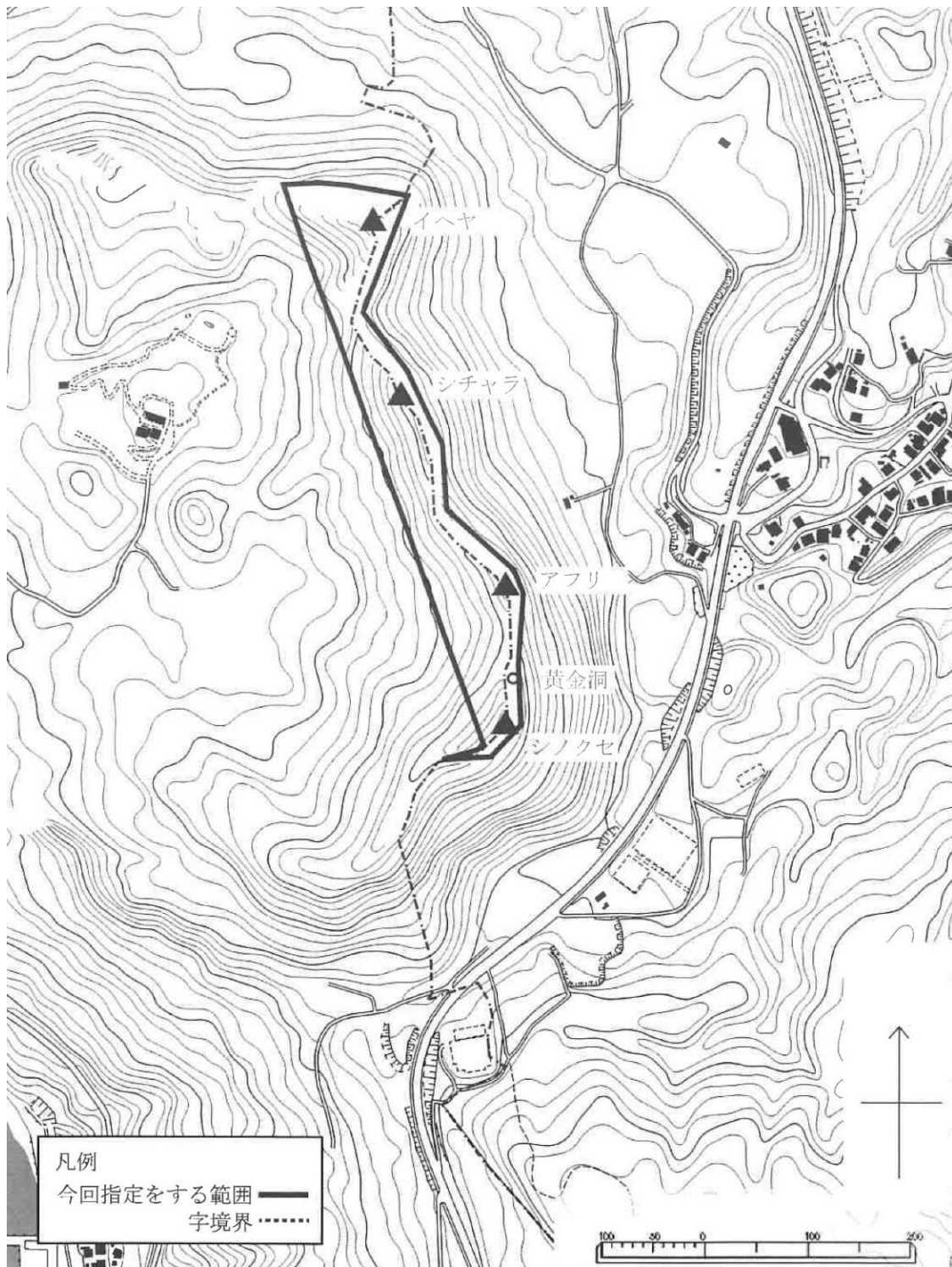


図6 辺戸ノ安須森 指定範囲



写真5 辺戸ノ安須森



写真6 辺戸ノ安須森

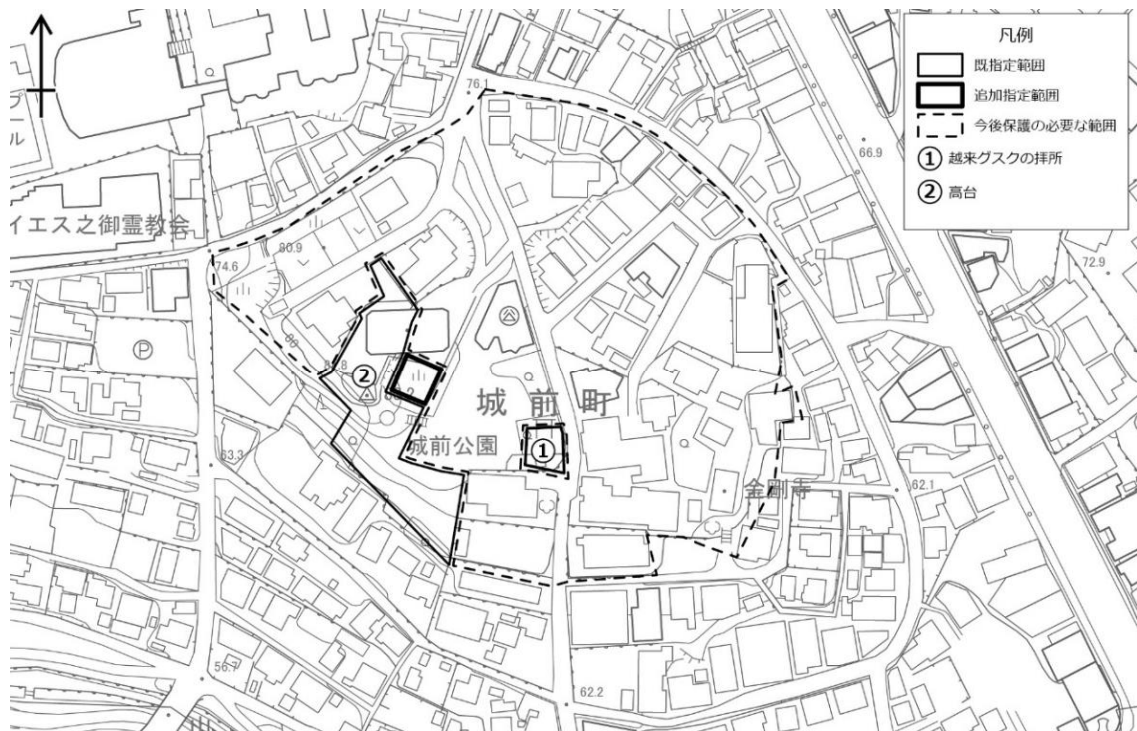


図7 ごゑく（越来グスク） 追加指定範囲



写真7 ごゑく（越来グスク）

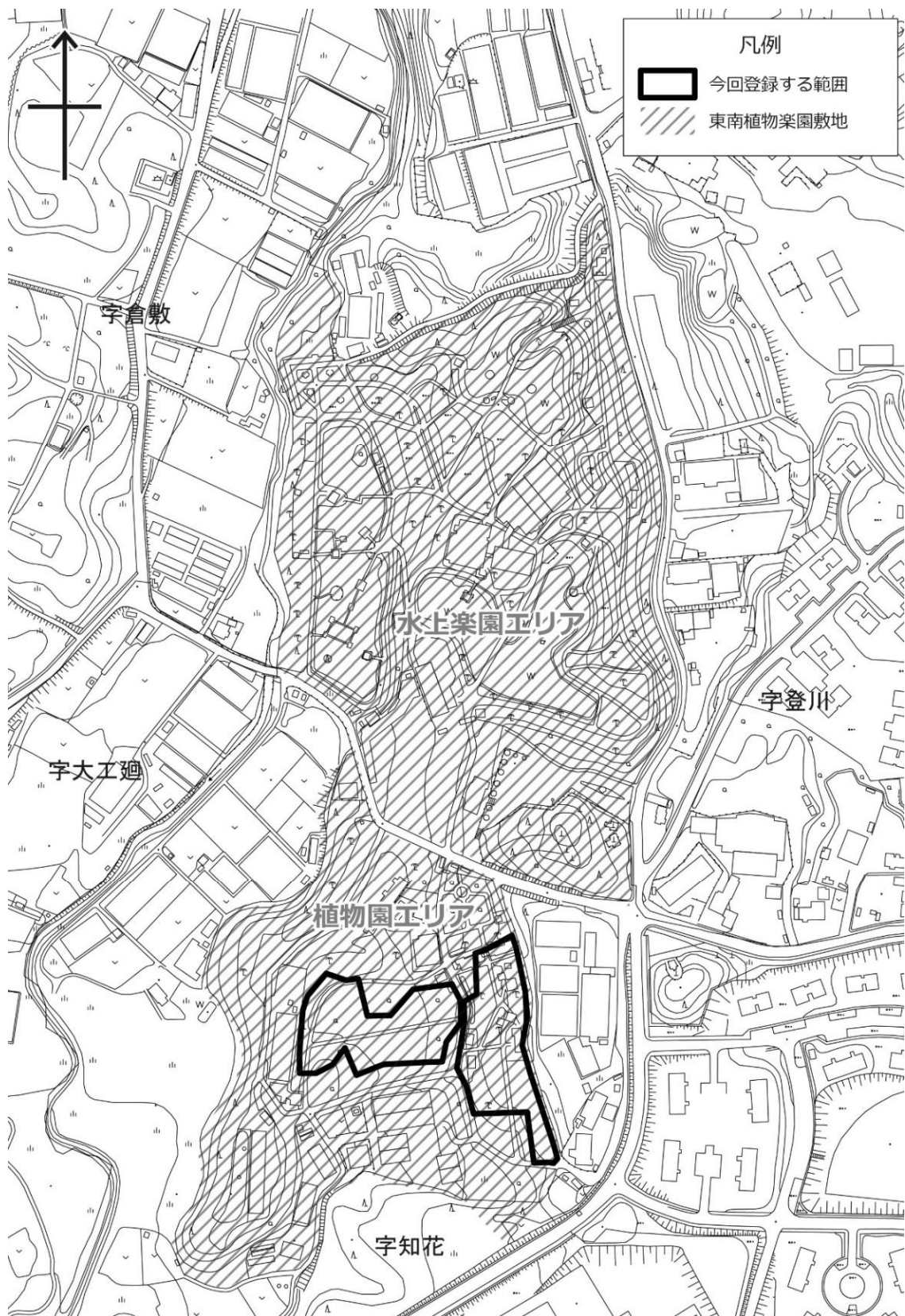


図8 東南植物楽園 登録範囲



写真 8 東南植物楽園 トックリヤシ並木



写真 9 東南植物楽園 ユスラヤシ並木